

「動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 8 月 10 日
農 林 水 産 省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号、以下「法」とする。）法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 36 条の 8 第 1 項及び第 49 条第 1 項の規定に基づき、プレガバリンを有効成分とする製剤を指定医薬品及び要指示医薬品に指定することについて、令和 8 年 6 月 10 日から令和 8 年 7 月 10 日までの期間、e-Gov への掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、当該案に対する意見は 1 件寄せられ、それに対する回答を別紙のとおり取りまとめました（なお、当該案と関係のない意見が 2 件寄せられました。）。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）

消費・安全局畜水産安全管理課

電話：03-3502-8111（内線 4538）